

令和3年8月臨時会

総務政策常任委員会会議録

令和3年8月25日

場 所 第2委員会室

令和3年8月25日(水曜日)

財政課長 石田 渉

午前10時29分開会

事務局職員出席者

議事課主査 増本 雄一

議事課主任主事 木村 結

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第12号)

○報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

○報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

○報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

○西村委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会をいたします。

まず、本日の委員会の日程でありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

お開きいただきまして、目次を御覧ください。

まず、1の予算議案、令和3年度8月補正予算案の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、専決処分の承認を求めることについて、3件提出しております。

それでは、右側、1ページを御覧ください。

令和3年度8月補正予算案の概要についてでございます。

この補正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を国へ要請したものでありますが、先ほど、知事の提案理由説明にもありましたように、本県への適用が決定される見通しでありますことから、必要となる経費等について措置するものであり

出席委員(8人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	安田 厚生
委員	星原 透
委員	中野 一則
委員	外山 衛
委員	田口 雄二
委員	井上 紀代子
委員	関 師博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(1人)

議員	河野 哲也
----	-------

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村 久人
総務部次長 (総務・市町村担当)	棧 亮介
総務部次長 (財務担当)	渡久山 武志
総務課長	佐藤 彰宣

まして、補正額は一般会計で86億2,407万8,000円の増額であります。この補正による一般会計の歳入財源は、全額国庫支出金であります。この結果、一般会計の予算規模は6,627億1,367万6,000円となります。

次に、歳出の款別一覧の表であります。まず、上のほうの衛生費は、まん延防止等重点措置の本県への適用による飲食店等に対する営業時間短縮要請期間の延長や、大規模集客施設に対する営業時間短縮要請等に伴い、協力金を支援するための経費を計上しております。

下の商工費は、営業時間短縮要請期間の延長等に伴う影響を受ける飲食関連事業者等に対する支援や、まん延防止等重点措置の適用により大きな影響を受ける酒類販売事業者等を支援する経費を計上しております。

予算案の概要については、以上であります。

なお、議案の詳細につきましては、財政課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○石田財政課長 資料の2ページ目をお願いいたします。

今回の一般会計補正予算の歳入の予算について、御説明を申し上げます。

まず、(1)総括でございます。表の左から3列目、今回補正額の欄をお願いいたします。

今回の補正予算における歳入予算でございますが、依存財源のうち全額は国庫支出金でございます。86億2,407万8,000円の増となっております。

補正後の予算規模であります。歳入合計の補正後の欄にありますとおり、6,627億1,367万6,000円となっております。

次に下の表、(2)歳入科目別概要でございます。

説明の欄にございますとおり、全額総務費国庫補助金となっております。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

このうち、大きく内訳が2つございまして、一つは72億5,329万8,000円が、営業時間短縮要請等に伴いまして、国が負担をします協力要請推進枠を活用しております。残りの13億7,078万円につきましては、先週の8月20日に国から約24.5億円の追加配分の内示がございました臨時交付金の事業者支援分等の、県として比較的自由に充てることのできる単独事業の枠というのを活用することとしており、いずれも、全額地方創生臨時交付金を財源としております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについて、3件御報告を申し上げます。

まず、1つ目でございます。報告第1号、令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)でございます。

宮崎市の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金に係る補正につきまして、8月6日付で専決処分したものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金が15億1,905万円、繰入金が1億8,525万円となっております。

歳出につきましては、衛生費におきまして、宮崎市の飲食店等に対する8月6日からの営業時間短縮要請に伴い、要請に応じていただいた店舗ごとに期間と売上高に応じまして協力金を支給するための経費としまして、17億430万円を

計上しております。

次に、ページをおめくりいただきまして、4ページ目をお願いいたします。

報告第2号、令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)でございます。

県独自の緊急事態宣言による行動要請等に伴い影響を大きく受ける県内中小企業・小規模事業者に対する支援金に係る補正につきまして、8月13日付で専決処分したものでございます。

歳入につきましては、繰入金が9億9,433万8,000円となっております。

歳出につきまして、商工費において、8月11日に発令をいたしました県独自の緊急事態宣言による行動要請等に伴い、影響を受けている県内全域における全ての業種の中小企業や小規模事業者の方々に対し、50%以上の売上減少を条件としまして、1事業者当たり10万円の支援金を支給するための経費として、9億9,433万8,000円を計上しております。

最後に、5ページ目でございます。

報告第3号、令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第11号)でございます。

県内の全ての飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金に係る補正につきまして、8月14日付で専決処分したものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金が12億3,776万2,000円、繰入金1億5,094万円となっております。

歳出につきましては、衛生費につきまして、県内の全ての飲食店等に対する8月14日からの営業時間短縮要請に伴い、要請に応じていただいた店舗ごとに期間と売上高に応じて協力金を支給するための経費といたしまして、13億8,870万2,000円を計上しております。

それぞれ地方自治法の規定に基づき議会へ御

報告を申し上げ、その承認を求めるものでございます。

報告につきましては、以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はございませんか。

○凶師委員 今回の補正に関しましては、全額国庫支出金なのですが、報告事項も1号、2号、3号ありましたけれども、この際に発生した繰入金というのは財政調整の基金を取り崩して、それを繰り入れて事業化したという理解でよろしいでしょうか。

○石田財政課長 今、委員のおっしゃったとおりでございます。県の貯金であります財政調整の積立基金から繰り入れています。

○凶師委員 すばらしい判断だと思います。私がかねがね、県単独で行動要請を伴うような緊急事態宣言を発令する場合には、やっぱり県単独での基金を取り崩してでも事業化すべきだということを訴えてまいりました。

また、今回の飲食店に対する時短要請については、当初は宮崎市内だけを対象とされてきました。ただ、宮崎市以外の地域も、特に西都・児湯圏域におきましては、もう生活圏がほぼ一緒ということで、飲食店からはなぜ児湯郡だけ外れるんだと、赤圏域は一緒じゃないかというような問合せも多々ありまして、早くここに対応するように財政課並びに関係課には問合せを入れたところでありました。それに対応するような形で事業化されたことはいい判断だったと思います。

また、今後第5波が収束に向かうと信じていますが、今後寒くなってくれば第6波、第7波も考えられますので、またそこに備える次の手というか、財政調整基金をどこまで崩せるのか

というところも視野に入れられているのかなと思いますので、何かそのあたりお考えがあればぜひお聞かせください。

○石田財政課長 委員御指摘のとおり、この感染拡大防止をできるだけ早期に封じ込める、抑え込む、そのために迅速に、かつ機動的に対応する、これまで1年半の経験も踏まえてそういった形で対応しているところがございます。

おっしゃったように楽観的なシナリオではなくて、この秋から冬にかけてもそういったリスクもはらんでいるということを折り込みながら、財政運営の面からもどういった形で対応できるかというところを、リスクマネジメントではありませんけれども、よく考えてまいります。

本日、知事からも申しましたように、何よりも県民の命を守る、それから医療体制を維持するということが第一義的な方針でありますので、その点をしっかり念頭に置いて対応してまいりたいと考えております。

○井上委員 本日、知事からの提案理由の説明を聞かせていただきましたけれども、本当に宮崎県は非常に丁寧な対策をやってきていると思っています。このことは大変重要なことだと思うんですが、そして、今回、まん延防止等重点措置の対象となれば、また財政的な対応ができるわけですが、今、国は多くの人たちから批判を受けています。先々の予測がつかない、ピークアウトはいつなのかというのは、知事も大変心配しておられますが、想定できるものについて、それがなされていない。そのためにより一層の感染者拡大をしているのではないかという批判が、国に対して多く出ています。

宮崎県は割と丁寧にそれをやってきているけれども、人口規模から言えば、やっぱりステージ4までいかざるを得ないような状況になって

いるわけです。ここはここで、今回の対応である程度抑えるかもしれないけれども、また同じようなことを繰り返すことになるのではないかと、ちょっと心配するわけです。

今の状況では、全国で緊急事態宣言を発令すべきだという御意見もよく聞くわけですが、そういうことを考えれば、県としてこれから予測ができることについて、先々どう対応できるのか。クラスターの発生というの、宮崎市、高鍋町——門川町も含めて——幾つか出ております。今後、学校の夏休みが終わって、子供たちが学校に行くようになってきたときにデルタ株がどう広がっていくのか。各家庭の中でどんなふうそれを防止できるのかというのが、なかなかうまく予測できていないんじゃないのかなと、すごく心配するんです。

県外の皆さんとの人流を止めようと言っていたにもかかわらず——なかなか信頼していただけなかったのかどうかは別として——止まっていないということですので、いつまで続ければいいのか本当に見えない。国も予算をどこまで負担するのか、ちょっと私にも分かりませんが、そういう意味で言えば、先々どこをちゃんと押さえるべきなのかということを我が県もきちんと考えておくべき必要というのはあるんじゃないかなと。その提案の仕方によっては、県民の皆さんも信頼していただき、いろいろな業界の皆さん方の信頼も得ることができるんじゃないかなと、思っているんですけれども、そのことについてはどのように県として議論されているのか、そこを聞かせてください。

○石田財政課長 委員御指摘のとおり今後のシミュレーションといいますか、予測をしっかりして、それを県民の方に丁寧に御説明をしていくことが非常に重要だと思っております。

特にこの感染症という性質上、県独自の緊急事態宣言の発令に当たりましては、県の感染症対策協議会で感染症の専門家、それから病院の先生方等の御意見も伺って、こういった判断を今逐次しております。まん延防止等重点措置の適用ということになりましたら、また県内のそういった専門家の御意見もしっかりお伺いをし、やはり感染症の御専門、あるいは医療の専門の方のそういった知見をしっかり尊重して、科学的な部分から今後の見通しを図っていくことがまず大事な姿勢だろうと思っておりますし、県におきましても、各保健所等そういった現場の専門家の意見も踏まえながら分析を行っていくということだろうと思っております。

今回の第5波では、これまでと違う点としては、重症者の割合が比較的強く抑えられているというところが分析としてあろうかと思っております。必ずしもワクチンだけに頼るわけではないんですけれども、しっかりワクチン接種を進めていく中で、社会免疫ですとか集団免疫ですとか、そういった過去の感染症の歴史なんかも踏まえながら、早期の収束というのを図っていくことが重要だろうと思っております。

また、御指摘のありました対策を講じていくに当たって、こういった財政運営を行っていくか、国、地方の中でこういった形で負担を今後分かち合っていくかという視点も非常に重要だろうと思っております。そういった点も含めて、引き続き議論していくことが重要だろうと思っております。

○井上委員 御丁寧な答弁をありがとうございました。

知事もおっしゃっているように、我が県は脆弱な医療体制だと言わざるを得ない状況なんです。それを先々考えていくと、じゃあ保健所の

体制は大丈夫なのか、医師会の皆さんと知事との連携と申しますか、緻密な体制づくりというんですか、そういうことも含めてきちんと進めていかないと、なかなか難しいのではないかなと思うんです。

だから学校の体制もそうですし、保健所の体制もそうですし、それから保育所の体制もそうですし、いろんな意味で手を抜くことができないようなことが出てくる可能性があると思うんです。今回は予算議案の協議だけですけれども、やっぱり先をどういうふうに見越していくのかについては、各部、庁内全体でしっかりと——今回、知事はマスコミに再三出ておられるので、私は評価しているところなんですけれども、はっきりしたことを県民の皆さんに伝えることがとても大事だと思いますので、止めるといったときには止まってもらわないといけないわけだから、そこがちゃんと伝わるような体制づくりというか、それと動きです。だから医師会との連携とかもしっかりと発信していただきたいと思っております。要望として聞いていただければ結構ですけれど。

○石田財政課長 御指摘ありがとうございます。速やかにそういった分も含めて全庁的に共有して対応してまいりたいと考えております。

○吉村総務部長 体制につきましては、医師会なり医療の従事者の方々とのどういう役割分担、それと県庁の中におきましても、第一義的には福祉保健部のほうで対応しておりますけれども、そのバックアップ体制といいたいまいしょうか、応援体制につきましては、全庁的に臨機応変に対応できるようにということで意見を交換しながら、臨機応変に対応できる体制を取っているところでございます。

引き続きその体制を維持しながら、またいろ

んな場面でどういふところが必要になったということであるならば、その必要性に応じて対応をまた強化していきたいと思っております。

○星原委員 今、それぞれ今回の予算議案、特別議案ということで報告を頂いて、その中の特別議案がもう第11号になっていますよね。これまで、専決を繰り返しているところなんです、これは今のコロナ禍の状況の中では、あるいは新たなデルタ株とかという状況の中では致し方ないと思うんです。

こういう形で中小企業あるいは飲食業の方々、あるいはその関連業の人たちに、これまでいんな形で補助金的に流しているわけなんですけれども、その効果です。本当にこの第5波で終わればいいんですが、それぞれの関係者の皆さん方が今のやり方で、もうこの1年8か月ぐらいいこういふ形で続いている中で、かなり皆さん方が疲弊しているんじゃないかなと思うんです。そういう部分が、この金額で十分営業していけるか、運営していけるか、会社を維持していけるか、そういう形にどこまでつながってんのかなということも一方で危惧しているんですが、その辺について、一応今のところどのように捉えていますか。

○石田財政課長 委員のおっしゃるように、これまで逐次やってきております対策は、言わば対症療法的なところで、緊急対応といいますかそういったモードで施策をやっておりますが、各事業者さんたちの置かれている地域、あるいは御商売によっても全然状況は違うと思います。そういった中で、何よりもやっぱり先が見えないということについて、事業を継続していけることへの不安だとか、あるいは今の業態をそのまま続けていくことへの不安だとか、そういったもろもろの御不満でしたり御不安があらうと

思っております。

県としましても、この対症療法的な施策を今やっておりますけれども、先の感染収束なり、あるいはこれがまだ続くような場合に備えて、どういう形で事業者を支援していくことが望ましいのか、あるいは、どういう形で希望を持っていただけるような、インセンティブになるような施策が打てるのかというところは、委員のおっしゃったように、まず皆さんがこの効果といいますか、こういった支援を踏まえてどういふふうな対応をされていたり、どういうところにお困りなのか、そこをしっかりと酌み取った上で、今後速やかに検討し、また県としてそういった方針を示していく必要があるだろうと考えております。

○星原委員 そこでなんですが、ワクチン接種を2回終えた方々がこれから50%を超えるような流れの中でいけば、一方ではこういう形で救いながら、やはり一方では経済対策ということで、2回接種が済んだ方は、2時間とかではなくて、ある程度食べたり飲んだりの時間を1時間とかそういう区切り方にするのは。

感染防止対策を徹底する流れの中でも、やはり経済対策に向けて、2回接種の終わった人たちには少し緩和するというか、ある程度出かけていってもいいというような、そういうのも完全に収束に向かった時点で始めるのか、ある程度そういうところにかじを取るのか。

2回済んだ人たちは何らかの証明とかいろんなものがあると思うんですけれども、そういったものを活用して、時短でも店は営業しているわけですから、そういうところに行ってもいいような、そういうことの対応も、やっぱり一方で考えていくべきじゃないかなと。

ですから、やはり国に対してそういう要請と

どうか要望を上げるものなのか、宮崎県独自でそういうことはできないものなのか、何かそういうことも一方で考えるべきではないかなと思っ
うんです。その辺についての協議というか、その辺は何をなされているのか。それとも、やっぱり完全な収束までは今と同じ形で守っていき
べきだと思われているのか。

○吉村総務部長 これまでのコロナ対応につきまして、県としてもいろいろ手を打ってきたところですが、コロナの分析につきまして、先ほど申し上げましたようにデルタ株になってきていて、報道等によりますと、2回ワクチンを接種している人もかかることもあります。そのため、そういう疫学的といひましようか、医学的な見地というものは十分に活用して、それをしっかり理解した上で、じゃあ対策を打つ場合にワクチンを打っている人、打っていない人を同等に扱うのか、また違う何か、コロナ対応として感染拡大につながらないようなやり方が何かあるのかという、例えば確かに今後もっと対策を打つ場合にもやっていかないとはいけ
ない。

最近になりますと、若い方がかかっているからか、おっしゃっていただいたようにワクチンを打っているからか、高齢者の方については少ないかといった面もございますので、そういった医療的な観点からのしっかりした分析を基に施策を構築するに当たっても、今後考えていきたいと思っております。

○星原委員 最後に、この感染者がどういう状況で感染したのか、どの感染経路から感染したのか、いろいろ言われて感染対策もやってきているんですけれども、ここまで来れば、それぞれ個人個人がもう少し感染対策に――要するに国民みんなが徹底して自覚を持って取り組まな

い限りは、なかなか厳しいのかなど。そういう要望とかお願いベースでやっていて本当に収束に向かうのかなど。

これは法的なものなんでしょうけれども、ある程度の罰則規定とか、何か多少でもそういうものも求めるという形で――やっぱり車を運転してスピード違反をすれば、捕まって罰金刑となりますよね。そういうものと同じで、やはりある部分はそういうこともやっていかないと。

次から次にウイルスが変化すれば、いろいろやりながら第5波まで来たということを見ると、今後もどういふふうに変化するのかわかりません。ある程度そういったこともやっていって、そしてやっぱり個人個人が自分の自覚の下で、しっかり対応するようなものも一方に求めているとはいけないんじゃないかなと思っ
ますが、そういう対応について、国に向かって法的な措置あたりについては、県として言っているものなんでしょうか。

○吉村総務部長 法律的な規制につきましては、これまで全国知事会より、全国に緊急事態宣言を発令して、全体的に締めるべきではないか。人流という意味では都会から地方に向かって人の流れがあったり、特にお盆ですとか、帰省という形で、全国的に皆さんの意識がやはり動いてはいけないんだと、感染拡大につながるような行動をしてはいけないんだという意識を強く持っていただく必要があると思っておりますので、そこはまた知事会なりを通じて国へお願いなどをしていきたいと思ひますし、昨日、知事も医師会長と一緒に会見されて、医療崩壊を防ぐために必要な行動として、やはり県民の方がしっかり守るべきものを守っていただくということがポイントになってきますので、自粛疲れというか、緩まないようにという点では、まん延防止

等重点措置の対象となることによりまして、さらに県民の意識を強く持っていただいて、それに対してまた対策を打ち、しっかり守っていただくということを引き続きお願いしていきたいと思っております。

○外山委員 国への要請というのは、今回みたいに各市町村を指定して要請するもんなんですか。当県においては、宮崎市、日向市、門川町の3市町村を指定した上でお願いしましたよね。それでまん延防止の適用が決定したんですけれども、さらにこれから日南市、あるいは都城市に対象を拡大する裁量というのは県にあるんですか。

○吉村総務部長 まん延防止等重点措置につきましては、県がまずは県として指定されると。

○外山委員 全県がね。

○吉村総務部長 全県といいますか、宮崎県が。あと、実際にその対策を打つべき対象となる市町村につきましては、その後、県が指定することになりますので、あとは何をもってどこの地域を指定するかということで、要請の時点では宮崎市と日向市というのを想定しておりましたが、昨日の段階ではまた門川町も感染者が多くなっているということでございます。決定されますと、それに対しましてまず指定をしますが、まずそこでどう判断するかという点がございまして。それがまた時間がたって、ほかの市町村が追加ということでの指定もあり得ると認識しております。

○外山委員 分かりました。その違いというのは、大型商業施設への時短要請であるとか、協力金が少し上乘せされるという部分の違いがあるんですよね。国が宮崎県にまん延防止等重点措置を適用したのにもかかわらず、県内の地域によってそういう違いがあると、時に不公平感

を感じる時もあるかもしれない。それは他県においてどうなんですか。例えば、現在、まん延防止等重点措置が適用されているところは、やはりそういうふうにしんじゅんばらつきがあるのか。

○吉村総務部長 隣の鹿児島県では、鹿児島市、霧島市、始良市の3市だけです。熊本県は熊本市だけ指定しています。九州以外の県では市町村を複数指定されているところもございまして。やはり感染が拡大しているところを重点的に対処していくための措置ということですので、感染状況の人数だったり、どういう状況の中で感染が広がっているかというのを見ながら地域を指定していくことになると思います。

○外山委員 極端に言えば、現在は宮崎県内の適用が3市町村だけれども、これを県の裁量でもって全県下を対象とするならば、また今度はいろんな補償金も上がるし、いろんなお金がかかるわけじゃないですか。そのたびにまた国に対して予算を要求するわけですか。

○石田財政課長 今回提案させていただいております予算は、全県的に1か月程度時短等を要請した場合を見越しております。まん延防止等重点措置が適用されなくても、今、県独自の緊急事態宣言の中で、全県的に時短のお願いですとか行動要請をお願いしております、実質的にこれに近い形でやっております。

委員がおっしゃったように、仮にまん延防止等重点措置に指定されると、大型ショッピングセンター、あるいは飲食店への協力金が上乘せになる部分はあるんですが、他県に比べては、恐らく全県的にそういった形で対応しているという意味では、比較的宮崎県の場合は全県的な感染防止対策の措置は取れているのかなど。

○外山委員 想定内でやっているわけね。

○石田財政課長 はい。加えて、さらに状況が悪化してきた場合に、地域指定が広がっていても、一定程度は対応できるような想定で、今回御相談をしているということでございます。

○外山委員 結構です。

○中野委員 先ほどの星原委員の質問関連ですが、所管が違うのでここで質問してもいいのかわかりませんが、その他でもということでしたから。

これがどんどん拡大していけば、いわゆる宮崎県の経済に、ひいては県民生活に影響が出るわけですね。このコロナ禍が続いたとしても、宮崎県の経済、個人の経営というのをあまり締めつけるばかりではどうにもなりませんから、もう莫大なお金がかかってしまうし、そこで働く県民生活がもうそれこそ破綻してしまうということになりますから、どこかで何か歯止めかけないといかん。

さっきは全国的な云々とも言われましたが、そのことの把握です。この前、新聞を見たら小林市でコロナの影響による倒産という記事が載っていました。これは商工なんだけれども、今までに宮崎県のコロナによる倒産件数がどのくらい発生しているのか把握されているのかということと、倒産しないでも自ら廃業される場合もあると思うんです。どのくらい把握されているものか。これは重要なことだと思うんです。

えびの市ではバス会社が、やはりコロナの影響で倒産じゃなくて廃業をしたんです。どうもこれじゃあ仕事にならないということで、完全に廃業をされました。それで、そういう倒産に至らなくても廃業という事態というか、これもかなりあると思うんです。その辺をどのように把握されているか、分かっていたら、それで、もし分かっていなくても、ぜひ各商工会議所な

んかとのいろいろと連携を——総務ですから連携を取って少しでも把握してほしいなと思うんです。把握されておればお答えを。

○石田財政課長 倒産件数ですとか、廃業、休業の件数については、ちょっと正確なところは今持ち合わせておりませんので、商工観光労働部にも確認したいと思いますが、おっしゃるように県として、感染防止対策のみならず、コロナ禍により経済的な影響、あるいは生活への甚大な影響というところを非常に懸念をしております。資金繰りの支援ですとか、あるいは事業継続を何とかしていただくという形で経済対策も逐次やっておりますけれども、おっしゃったようなコロナによる倒産の事例等々あるということについては、非常に残念なことだし、そういったものを何とか食い止めないといけないと思っております。

短期的に申しますと、現時点で最大限のブレーキの中で感染防止を図るということは当然でありますけれども、加えて、先を見越して経済的なしわ寄せの部分とか、あるいは生活弱者をいかに救済をしていくかという視点は、今からしっかり対応していくことが重要だろうと思っておりますので、その点も含めて各部連携をして、早急に検討していきたいと考えております。

○中野委員 とにかく実態を把握して、どうなっているのか、特に倒産の場合はいろいろデータが新聞にも載って分かるんですが、廃業の場合は、ある程度調査をしないと分からないと思うんです。その辺も含めてやってほしいなと思いますので、関係部局と検討を進めてください。お願いいたします。

それと、ワクチン接種と感染です。部長がワクチンを2回接種したけれども感染した例もあると言われましたが、それはゼロじゃないだろ

うと、あると思うんです。私も1回は接種したけれども、2回目を接種する前に感染したと、私も実際その人から聞いて知っている例もあるわけですが、今、発生者は20代以下がかなりの率ですよね。ということは、20代はあまり接種していないと思うんです。20代以下、特に30代以下です。だから、発生が多いんだろうなと思っているのですが、ということは、ワクチンを接種していれば発生が抑えられているという認識でおったんです。しかし、接種した人たちの発生日合合いというのは低いんでしょう。その辺のことのまとめというか、データをまとめておられるわけですか。これもまた所管の違うところに質問して申し訳ありませんが。

○吉村総務部長 感染状況につきまして、毎日、福祉保健部のほうで夕方発表しておりますけれども、そういった資料の中に、年代別の感染の割合とかも出してございまして、これまでの第3波なり第4波までですと高齢者の方が多かったというような状況が、おっしゃられましたように、最近では20代以下もかなり多くなっているということです。

ちょっとここからは専門ではないので分かりませんが、やはりワクチンというのはかなり有効な措置であろうことから、県としましてもワクチン接種に対する促進策ということで、ワクチン接種を進めるための予算を含めた対応策を取っておりますし、県でも大規模接種の会場を設けたりして、年配者から順次若い方への接種が進んでいくようにということで、引き続き県としても努めているところでございます。

ワクチン接種については、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○中野委員 私はやっぱり接種をしたことで、発生件数はゼロではないけれども、率は下がっ

ているんだろうなと思うんです。だから今、20代以下の——10代以下もおるわけでしょう——人たちの感染率が高いわけですから、今からその人たちへの接種をどんどん進めていくんだと思うんですが、この前テレビを見ておったら、接種をすることへの副反応とか何とかと、もうあんなことをテレビで放送すれば、それは……。私は孫たちに接種させてもいいのかなと。10代の孫たちがおりますから、果たしていいのかなという気もするぐらいなんです。

だから、かなり若い人への接種——高齢者もですが——については、接種したほうがいいよと、接種したから高齢者の感染者が減っているんだと思いますので、その辺のことを啓発してほしいなと思うんです。啓発されていると思うんですが、徹底して、打たないよりも打ったほうがいいという判断でやっているわけですから、その辺の啓発を十分やってほしいなと思うんです。

私はたまたまテレビを見ておったら、びっくりしましたよ。私も子供たちには大丈夫かなとそう思いました。あんなのを堂々とやっているんです。そういう懸念があるということでしょうから、やはりそういうことの医学的な、科学的なことも含めて、やはり啓蒙する必要があると思うんです。

○石田財政課長 御指摘のあったワクチンの特に若年層への啓発というところは、今後また力を入れていきたいと思っております。既定予算ないし予備費等も活用しながら、特に県内のそういった若年層に伝えていく啓発活動を強化していくということで、今考えております。

おっしゃったように、今、基礎疾患のない若者でもこのデルタ株等により、不幸にして重症化したり、あるいは亡くなられたりという事例

もでございます。委員おっしゃたように、打たなくてかかって、そういった重篤化するよりは、副反応がちょっと一時的に厳しくても打ったほうが感染予防につながるというのは、これは科学的にもそういった部分はあるかと思imasuので、そういったところをしっかりと啓発をしていくことが重要だろうと思っておりますので、取り組んでまいりたいと考えております。

○中野委員 テレビを見ていたら、もう若い人が——10代の後半だったと思うんですが——女性の方が39度の熱があっても大変だったというような内容でしたのでびっくりしました。若い人のほうが副反応が出やすいんですか。

○石田財政課長 例えば熱が出たりとか、そういった副反応は若年層のほうが出やすいと一般的に言われているようではありますが、ちなみに私は30代で2回接種しましたけれど、特段熱は出ませんで、多分、その割合といいますか、年代層によっても発現する方もいれば、そうでないといった例もまちまちだろうと思っております。

県としては科学的な知見、それから、そういった感染予防の効果というところもしっかり踏まえた上で、行政機関としてしっかりと県民の方にそういった正しい情報、あとは、ワクチン接種は必ずしもそれぞれの県民の方の意思、希望される、希望されないもあろうかと思imasuので、そういったところも含めて、適切に県として情報発信に努めていくことが大事だろうと思っております。

○中野委員 あと1点。というのが、私は2回目7月2日でしたが、打ったけれどどうもなかったんです。そしたら、家族から言われました、年寄りという証明よと。逆に若い人はやっぱり大変なのかなと。一時言われましたよね、

若い人ほど。それで女性で若い人ほどと何か言われた。そして今から子供の接種をされるわけでしょう。その辺のやっぱり懸念材料もあると思うので、これは重要なことだと思いますので、ひとつ打ったほうがいいのであれば啓発を、より一層進めてほしいと思imasu。

○吉村総務部長 世間でのいろんな御不安ですとか、心配事というのはござimasuので、直接的に医療的知見も持っております福祉保健部にそういった観点からしっかりと県民の方に分かりやすくワクチン接種についての理解を促進するよう、また協力しながらやっていきたいと思imasu。

○星原委員 総務部と直接かどうか分かりませんが、PCR検査です。この検査の仕方が県内で1日どれぐらいできるのか。それと県外から来た人たちが、沖縄県や福岡県、東京都といったいろんなところから宮崎県に来て陽性が判明したという報告を受けていると、やっぱり宮崎県内にはもともとないのに、多分県外に行って持って帰ったか、県外から来た人が持ち込んできたか、どちらかだと思うんです。だから、そのルートが飛行機を使ってのなのか、電車とかそういったものなのか、車での移動の関係なのかその辺は我々は分からんわけですけども、やっぱりそうなると、県外に行った場合、PCR検査を帰ってきたときには必ず受ける、あるいは、もし自己負担であれば、それを半額ぐらいは補助をしてもやるとか、あるいは県外から来た人には、取りあえず受けてもらう。やっぱりそういうことを徹底してやるべきじゃないかなと思うんです。

移動の自粛要請が出されていても、やっぱり県外から来た人たちが毎回——前日の感染状況の結果なんかを見ると、県外者も結構いますよ

ね。我々、宮崎県からも宮崎商業高校の子供たちが大阪方面に行ってああいうふうになるわけですけれども、そういう県外に行ったり来たりするその部分でPCR検査をしていかないと、なかなか止まらないのかなと思うんです。

この辺については、多分担当は福祉保健部かもしれないけれども、その辺のことを県全体の中で考えていらっしゃるんですか、対応されているんですか。

○渡久山総務部次長（財務担当） 今の県外との往来につきましては、総合政策部のほうで予算を組んでおります。特にお盆前にかけては、非常に申込みが殺到いたしまして、ちょっと検査キットを送るのに日時がかかってという事態でございました。そのあたりについてもお聞きしますと、改善が図られて、今、予定どおりの日数で送れるように体制を組んでいると聞いております。

また、一方では昨日の報道番組を見てみますと、そういうものに関わらず御自身で医療機関に行って受けられる方も7月、8月増えているという報道もございました。1万8,000円ぐらい費用がかかるとは聞いておりますけれども。

やっぱり県でもそういう事業で支援はしておりますし、またそういう意識も少しずつ浸透してきておるのかなと。しっかり県としても、予算の範囲内ではありますけれどもPRをしていきたいと思っております。

○安田副委員長 今回、まん延防止等重点措置が門川町に適用されることになったんですが、前回の4月、5月のときに日向市だけが医療圏域——あそこは赤圏域になったというところがありまして、日向市だけが時短営業になったということがありました。私から見れば、日向市、門川町は同じ生活圏域なので一緒にしていただ

きたいと要望したのですが、今後、医療圏域で赤圏域とかレベルを出すなら、全体を一緒にしていただきたいなという地元住民の方がいらっしゃるんです。

今後はどのような考え方で、今までどおりに市町村単位でやっていくのか、これからは大きい単位でやっていくのか、どういうお考えがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

○吉村総務部長 県が地域を指定していくためには、全体としましてはどういう感染状況になっているか、またその中でもクラスターが発生した場合には、どういうところで発生したか、以前ですと高齢者施設で起こっていたりとかあったりする場合には、特に高齢者施設への注意喚起だったりしておりますし、また飲食店でクラスターが出ればという形でしております。

これまでの赤圏域とかいう場合には、医療圏域で対象としていると思うんですけれども、飲食店でのクラスターだからこそ、時短での対策ということになりますので、基本は市町村単位ということになるかと思いますが、おっしゃいましたように、こちらで締めても通常の行き来があるかと思いますが、生活圏なり飲食する場合の人の行き来といったものが、どういったまとまりであるのか、対策の実効性を上げるためにも、引き続きそういうものを分析しながら地域は考えていくものと思います。

○安田副委員長 できれば、そういうワンセットというか、日向市が出たら門川町も同じような状況であるということも踏まえて、抱き合わせでそういうことを出していきたいなと。考えていただいているとは思いますが、そういうことも前向きに考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西村委員長 私は安田副委員長とはちょっと

違う考えで、やっぱり県民生活に制限をかけていくわけですから、制限に関してはしっかりと精査して、慎重にやっていかななくちゃいけないと思うんです。

正式には今日、国のほうが決定をして、あさってからということですので、多分、今日からあさってまでのスケジュールは非常にタイトなのではないかと思うんですが、今日も知事の説明の中で、正式に決定され次第、市町村長や専門家との協議をされるということになっていくと、例えばそれが今日の夜、そういう協議をされて決定して通達していくと、中1日、もしくは半日とかになっていく。

前回8月13日に県の緊急事態宣言が発令されたときも、県民の方からの苦情、戸惑いというもの非常に多かった。分かっている方とか、注視されている方にとっては、いよいよ出るかな、出た、ちゃんとしようというのが分かるんですが、お店をやられている方の意識も、みんながみんなそんな高い意識を持っている方ばかりではないんです。そういうことを考えると、このタイムラグというのは、今できれば周知期間を十分取っていくというのが非常に重要だと思いますし、飲食店によっては在庫調整であったり、そういう意味では仕入れの問題であったり、それをなるべく多くの人たちに迷惑をかけないようにというのはそれぞれが持っている話ですから。

今回の話が最初に出たときに、本当にまん延防止等重点措置が適用されるのかなと私も懐疑的に見ておったんですけれども、いよいよここまで来たもんですから、そうなったときに、新聞報道が先行されるのもいいんですが、やはり正しい情報というのを県がしっかりと発信していかないと。県民にとって、例えば今度の土曜

日、日曜日に宴会を予定していたとか、家族で食事に行くつもりだった方がやめざるを得ないというパターン、もしくは都会であつたらしいんですけれど、商業施設が時短をすることで逆に密になったということもありました。

それがいいのか悪いのかというのは、今度当てはめてみないと本当に分からないことではあります。そういったことを慎重に議論した上で県民に発していく、その時間というものをもうちよつと余裕を持って考えていただくこと。それと、宮崎県は民放が少ないのですが、やっぱり発信力がどうしても電波に頼っても遅いし、新聞に頼っても遅いし、非常に苦勞するところもあると思います。ぜひそこを理解した上で県民の協力をいち早く求めていただきたいと思います。

○石田財政課長 御指摘のありましたとおり、しっかり県民の方に周知をしていくことが大事だろうと思っております。

まん延防止等重点措置が適用された場合の地域指定等々、ある程度県に裁量がある制度になっておりますので、実際発動する期間をいつからにするかとか、あるいはその取扱い、周知期間等々、どういった工夫ができるかというところは至急詰めたと思っております。

また、専門家の意見を伺った上ではありますけれども、市町村や関係機関とまずはしっかり情報共有をして、どういう形で一人でも多くの県民の方に伝えていく、まん延防止等重点措置の適用によって自分の生活なり自分の行動がどう変化するのかというところを具体的にイメージしていただくことが大事だろうと思っておりますので、そういった点に力を尽くしていきたいと思っております。

おっしゃったように、ちよつとスケジュール

を今日からどういう形で描けるかというところも、至急、今、庁内では調整をしているところでもあります。また、県民の方の周知に当たりましては、ぜひ地域代表である委員の皆さんのお力もしっかりお借りしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○西村委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午後0時59分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見を願ひいたします。

暫時休憩をいたします。

午後0時59分休憩

午後1時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、報告事項第1号、報告事項第2号及び報告第3号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、報告事項第1号、報告事項第2号及び報告第3号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告案はお手元に配付されているでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 少し時間を取りますので御一読をお願いいたします。

それでは、委員長報告について、御覧頂いた内容で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それではそのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時2分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 西 村 賢